

議案第 22 号

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 6 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の施行に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年米原市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、米原市個人情報保護条例第 2 条第 5 号の次に 1 号を加える改正規定中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加え、同条例第 35 条に各号を加える改正規定中「または情報提供者」を「もしくは情報提供者または同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 米原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第9条の2第1項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。</p> <p>第22条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第34条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第35条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限</p>	<p>米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 米原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第9条の2第1項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。</p> <p>第22条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第34条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。</p> <p>第35条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)</p>

る。)

第 36 条第 2 項中「自己を本人とする保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第 5 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次条から第 39 条までにおいて同じ。)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 36 条第 2 項中「自己を本人とする保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第 5 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次条から第 39 条までにおいて同じ。)」を加える。